

静岡県立静岡がんセンターパジャマ等貸出業務

企画提案実施要領

(令和8年度静岡県立静岡がんセンターパジャマ等貸出業務募集要領)

1 目的

この実施要綱は、静岡県立静岡がんセンター（以下、「静岡がんセンター」という。）病棟におけるパジャマ類・日用品等提供を行う事業者を決定するため、企画提案への参加要件や手続等に係る事項を定めるものとする。

2 業務等の概要

(1)業務名

令和8年度静岡県立静岡がんセンターパジャマ等貸出業務

(2)業務の概要

事業者が静岡がんセンター敷地内における建築物の一部を賃借し、パジャマ類・日用品等の提供業務を行う。

提供業務期間は、令和9年2月1日から令和12年1月31日の3年間とする。

詳細は別途仕様書に定める。

(3)事業場所の概要

①所在地

静岡県駿東郡長泉町下長窪1007番地 静岡県立静岡がんセンター内

(4)静岡がんセンターの概要

①名称

静岡県立静岡がんセンター

②病床数

615床

③患者数

入院患者延数 198,982人（2025年度）

一般病棟平均在院日数（日）11.8

3 担当部署

(1)名称

静岡県立静岡がんセンター 管理課物品管理班

(2)住所

静岡県駿東郡長泉町下長窪1007番地

(3)連絡先

電話：055-989-5222（内線 4327）

メールアドレス：ganse_kanri@pref.shizuoka.lg.jp

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する事業者（以下「応募者」という。）は、次に掲げる要件を満た

すものであること。なお、覚書・契約の締結の日までに、参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合は、参加資格を有していないものとみなす。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県における物品の製造の請負、買入れ若しくは売り払いに係る競争入札参加資格において「物品賃借」の営業種目について入札参加資格を有し、静岡県中・東部地区に事業所を有するもの。
- (3) 静岡県の機関が定める指名停止等の基準に基づく指名停止・入札参加資格停止等の措置を受けていないこと。
- (4) パジャマ類の洗濯を行う施設について、寝具類洗濯業務に係る「医療関連サービスマーク」の認定を受けていること。なお、洗濯施設を有しない場合は、認定を受けている業者に、洗濯業務委託することができる。
- (5) 400床以上の病院施設において、パジャマ等貸出業務を3年以上継続して運営した実績があること。
- (6) 国税又は地方税の滞納をしていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及びその開始決定がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て及びその開始決定がされていない者であること。
- (8) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 実施スケジュール

区 分	期 限 等
公告	令和8年10月2日
質問書提出期限	令和8年10月9日 午後5時
質問書への回答	令和8年10月14日
参加表明書等提出期限	令和8年10月9日 午後5時
企画提案書等提出期限	令和8年10月21日 午後5時

提供サンプル提出期限	令和 8 年10月21日 午後 5 時
審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和 8 年10月26日（予定）
審査（選定者特定）結果の通知	令和 8 年11月 5 日
提供業務実施	令和 9 年 2 月 1 日

6 参加表明書等の提出

応募者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類(以下「参加表明書等」という。)

①参加表明書（様式 2）

②業務実績書（様式 2－2）

③パジャマ類の洗濯を行う施設について、寝具類洗濯業務に係る「医療関連サービスマーク」の認定を受けていることを証することができる書類。なお、洗濯施設を有しない場合は、認定を受けている業者に、洗濯業務委託していることを証することができる書類。

④国税又は地方税の滞納をしていないことを証することができる書類

(2) 提出期限

令和 8 年10月 9 日(金) 午後 5 時まで

(3) 受付時間

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(4) 提出先及び提出方法

3 の担当部署まで持参又は郵送すること。郵送の場合は、上記提出期限までに必着すること。
 なお、提出の際、担当者の名刺を併せて提出すること。

(5) 提出部数

各 1 部

7 質問書の提出

参加表明書・企画提案書等に関する質問がある場合は、質問書（様式第 1 号）を提出すること。

(1) 提出期限

令和 8 年10月 9 日(金) 午後 5 時まで

(2) 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3) 提出先及び提出方法

3 の担当部署まで電子メールにて送信すること。電子メール送信後、その旨を電話連絡すること。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和 8 年10月14日(水)までに質問者全員に電子メールにて回答する。

8 参加表明後の辞退

参加表明書等の提出後、参加を取りやめる場合は、参加辞退書（様式第 4 号）を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年10月20日(火)まで

(2)受付時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3)提出先及び提出方法

3の担当部署まで持参又は郵送すること。郵送の場合は、上記提出期限までに必着すること。
なお、提出の際、担当者の名刺を併せて提出すること。

9 企画提案書の提出

応募者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

(1)提出期限

令和8年10月21日(水) 午後5時まで

(2)受付時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3)提出先及び提出方法

3の担当部署まで持参すること。

(4)提出書類(以下「企画提案書等」という。)

①企画提案書表紙(様式3)

②企画提案書

(5)企画提案書等の作成

①(6)の提案項目に対する考え方及び具体的な提案を企画提案書により分かりやすくまとめて示すこと。

②説明資料詳細を別途作成することも可能とする。

(6)提案項目

下記項目に沿って提案すること。

- 1 会社概要
- 2 提供物品内容及び管理
- 3 業務の実施方法と体制
- 4 提供物品価格設定および売上比例賃料
- 5 その他提案

(7)提出部数

正本1部、副本5部とし、フラットファイル等に綴じて提出すること。また、フラットファイル等の表紙及び背表紙には応募者名を記載すること。合わせて、電子データ1部を提出すること。

10 院内見学

(1)受付期限

令和9年10月9日(金) 午後5時まで

(2)見学希望日時、見学参加人数等を電子メールで送信すること

(3)送信先(静岡がんセンター 管理課)

メールアドレス：ganse_kanri@pref.shizuoka.lg.jp

(4)見学にあたっては最小限の参加人数とし、患者さん等に十分配慮すること。遵守されない場合は、

失格とする場合がある。

11 審査

- (1) 審査は、「静岡県立静岡がんセンターパジャマ等貸出業務審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において非公開で行う。なお、委員名は公表しない。
- (2) 応募者が1者であっても審査を実施する。
- (3) 審査委員会は、参加表明書等及び企画提案書等に基づきプロポーザルを実施し、評価が一番高かった応募者を選定者として選定する。
- (4) 応募者の企画提案の評価基準は別紙のとおり
- (5) 審査委員会は、参加表明した応募者を対象に、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
 - ① 1者につき30分以内(プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分)とする。
 - ② プレゼンテーションは、パソコンを使用したプレゼンテーションソフトによる発表とし、企画提案書等の内容について具体的に説明すること。
 - ③ プレゼンテーションに使用するスクリーン、プロジェクター、HDMIケーブル及び電源は静岡がんセンターが用意するので、応募者はパソコン本体を準備すること。
 - ④ プレゼンテーションの内容は、事前に提出した企画提案書等の内容と一致するものとする。
 - ⑤ 企画提案書以外で、プレゼンテーションで使用する資料がある場合は、印刷のうえ、6部用意して持参すること。なお、当該資料の電子データは、審査当日に静岡がんセンターに電子メールにて提出すること。
 - ⑥ 実施予定日は、令和8年10月26日(月)とし、詳細なスケジュール等については、参加表明書、企画提案書を提出された以降に示す。
 - ⑦ 審査会において、審査委員会の各委員は「9 企画提案書の提出」の(6)提案項目に基づいて採点し、最高得点を得た者を選定者として特定する。ただし、審査会の結果、選定者としてふさわしい提案がないと静岡がんセンターが判断した場合は、選定者を特定しない。

12 審査結果の公表

- (1) 審査会の結果は、令和8年11月2日(月)に、審査会の参加者に対して電子メールにより通知するとともに、静岡がんセンターホームページに掲載する。
- (2) 本審査に関する異議は認めないものとする。

13 企画提案書等の取扱

- (1) 企画提案書等の訂正、追加、再提出は認めないものとする。ただし、誤字や脱字等の修正に限り、応募者から申し出があり、かつ、静岡がんセンターが認めた場合に限り可能とする。
- (2) 審査にあたり、静岡がんセンターが必要と認めた場合は、応募者から必要最小限の範囲内で追加資料の提出を求める場合がある。
- (3) 企画提案書等の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、原則として応募者に帰属する。ただし、審査によって選定者に特定された企画提案書等の著作権は静岡がんセンターに帰属するものとする。なお、企画提案書等の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた

場合を除き、第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した参加者に帰するものとする。

(4) 選定者が提出した企画提案書等については、その内容を静岡がんセンターが公表することがある。

ただし、選定者以外が提出した企画提案書等は公表しない。

(5) 参加表明書等及び企画提案書等は返却しないものとする。

(6) 参加表明書等は、本プロポーザル参加資格の確認及び審査以外の目的で使用しない。

14 失格条件

応募者が、次のいずれかの事項に該当した場合は、失格とする。

(1) 本要綱に定める手続以外の手法により、審査委員又は担当部署等関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めるなど、公正な審査を妨げる行為を行った場合

(2) 参加表明書等及び企画提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき、又は虚偽の内容が記載されていた場合

(3) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

(4) 提出書類の作成様式及び本要綱等に適合しない場合

(5) 参加資格がない者が提案した場合

(6) 本事業に対して、2以上の提案をした場合

(7) 参加意向の届出を行っていない場合

(8) 審査委員会によるヒアリングに出席しない場合

(9) プレゼンテーションの内容が応募書類と異なっていた場合

(10) 会社更生法等の適用申請をするなど、契約履行が困難と認められる場合

(11) 参加表明書等の提出後、参加資格要件を欠くこととなった場合

(12) 提出した参加表明書等で示した者と異なる者による提案書の場合

(13) 提案書の内容が不明確または説明が不十分で、審査に重大な支障があると審査委員会が判断した場合

(14) 提案された内容等について、審査委員会が行う問い合わせやヒアリング、プレゼンテーションに誠実に対応しない場合

(15) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等があった場合

15 契約手続等

(1) 審査委員会において最高得点を獲得した応募者を選定者とする。選定者は静岡がんセンターと速やかに協議を行い、覚書の締結及び固定資産使用許可を得るものとする。

(2) 選定者は、覚書の締結及び固定資産使用許可を得るにあたり、企画提案書の内容やプレゼンテーション及びヒアリングにおける提案事項について遵守するものとする。

(3) なお、次の場合には、選定者としての決定を取り消す。

① 選定者の決定から覚書の締結及び固定資産使用許可を得るまでの間に、選定者の資金事情の変化等により提供業務の履行が確実にないと静岡がんセンターが判断した場合。

② 著しく社会的信用を損なう等により選定者としてふさわしくないと静岡がんセンターが判断

した場合。

③選定者が応募者の資格を失った場合。

④令和9年1月末日までにパジャマ類・日用品等提供できる見込みがない場合。

(4)選定者との間で覚書締結及び固定資産使用許可を得るに至らなかった場合は、次点者と上記(1)及び(4)の手続きを行う。

(5)覚書締結後、静岡がんセンター及び選定者のいずれかの責にも帰さない事由により、提供業務開始に至らなかったときは、別途書面による合意がある場合を除き、静岡がんセンターと選定者が本事業の準備に関してすでに支出した費用等については、各自が負担するものとする。

(6)静岡がんセンターが認めるもののほか、本事業に係る権利の第三者への譲渡、施設の転貸は認めない。

(7)本事業の全部を再委託することは認めない。

16 その他の留意事項

(1)手続に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(2)参加表明書等と企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリングに係る費用は、応募者の負担とする。

(3)企画提案書等の提出は、関係法令を遵守し、必要に応じ諸官庁と協議のうえ提出すること。

(4)提出された書類は、選定を行う作業で必要な範囲において、複製を作成することがある。

(5)本プロポーザルの手続きにおいて、静岡がんセンターが配布した一切の書類や資料等を他の目的で使用しないこと。

(6)本実施要領及び企画提案書に記載されていない事項については、協議により定める。

別紙 令和8年度静岡権利静岡がんセンターパジャマ等貸出業務
企画提案評価基準

評価項目		(配点)
1. 業務実施体制		(20点)
1-1. 業務実施体制の安定性・円滑性		10点
1-2. 人員配置・勤務体制		5点
1-3. 代替・応援体制		5点
2. サービス内容		(45点)
2-1. 患者・家族の利便性		10点
2-2. 病院職員等の負担軽減		10点
2-3. 提供物品の品質		10点
2-4. 提供物品の衛生管理		10点
2-5. 業務改善・サービス向上への意欲		5点
3. 価格・財務		(20点)
3-1. 患者への価格設定の妥当性		10点
3-2. 病院への納入金の妥当性		10点
4. 付加価値・提案力		(15点)
4-1. 仕様書外の付加価値提案		15点
		(100点)